

難病患者に対する県の施設の利用料金の減免に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第16号

難病患者に対する県の施設の利用料金の減免に伴う関係規則の整備に関する規則

(静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成3年静岡県規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(観覧料等の減免)</p> <p>第10条 条例第10条の規定による観覧料等の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額</p> <p>(2) <u>前号に規定する者が</u>常設展示又は企画展示を観覧するときに現に付き添って介護をしている者（障害者1人につき1人に限る。）が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(観覧料等の減免)</p> <p>第10条 条例第10条の規定による観覧料等の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者（以下「障害者」という。）</u>が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額</p> <p>(2) <u>障害者が</u>常設展示又は企画展示を観覧するときに現に付き添って介護をしている者（障害者1人につき1人に限る。）が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年静岡県規則第114号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(利用料金の減免の基準)</p> <p>第3条 条例第13条の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者が静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設（以下「体験学習施設」という。）を利用する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。） 利用料金の全額</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(利用料金の減免の基準)</p> <p>第3条 条例第13条の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する者が静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設（以下「体験学習施設」という。）を利用する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者</u>（以下「障害者」という。） 利用料金の全額</p> <p>(3)～(5) (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成27年静岡県規則第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(観覧料等の減免)</p> <p>第5条 条例第8条の規定による観覧料等（以下「観覧料等」という。）の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳<u>又は</u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額</p>	<p>(観覧料等の減免)</p> <p>第5条 条例第8条の規定による観覧料等（以下「観覧料等」という。）の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者</u>（以下「障害者」という。）が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の</p>

(2)～(7) (略)	全額
2・3 (略)	(2)～(7) (略)
	2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 静岡県立水泳場及び静岡県富士水泳場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年静岡県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(利用料金の減免の基準)</p> <p>第4条 条例第16条の規定による利用料金の減免は、県民の競技力の向上、県内の指導者の養成等を図るために水泳場を使用する場合において、次の表の左欄に該当するときに行うものとし、その減免する額は、同表中欄に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用料金を減免する場合</th> <th>減免する額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）及びその付添者が使用するとき。</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	利用料金を減免する場合	減免する額	備考	(略)		(略)	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）及びその付添者が使用するとき。	(略)		(略)			<p>(利用料金の減免の基準)</p> <p>第4条 条例第16条の規定による利用料金の減免は、県民の競技力の向上、県内の指導者の養成等を図るために水泳場を使用する場合において、次の表の左欄に該当するときに行うものとし、その減免する額は、同表中欄に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用料金を減免する場合</th> <th>減免する額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者（以下「障害者」という。）及びその付添者が使用するとき。</u></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	利用料金を減免する場合	減免する額	備考	(略)		(略)	身体障害者手帳、療育手帳、 <u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者（以下「障害者」という。）及びその付添者が使用するとき。</u>	(略)		(略)		
利用料金を減免する場合	減免する額	備考																							
(略)		(略)																							
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）及びその付添者が使用するとき。	(略)																								
(略)																									
利用料金を減免する場合	減免する額	備考																							
(略)		(略)																							
身体障害者手帳、療育手帳、 <u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者（以下「障害者」という。）及びその付添者が使用するとき。</u>	(略)																								
(略)																									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県武道館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 静岡県武道館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成28年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
(利用料金の減免の基準)	(利用料金の減免の基準)																								
<p>第4条 条例第16条の規定による利用料金の減免は、県民の競技力の向上、県内の指導者の養成、高齢者福祉及び障害者福祉の一層の増進等を図るために武道館を使用する場合において、次の表の左欄に該当するときに行うものとし、その減免する額は、同表中欄に掲げる額とする。</p>	<p>第4条 条例第16条の規定による利用料金の減免は、県民の競技力の向上、県内の指導者の養成、高齢者福祉及び障害者福祉の一層の増進等を図るために武道館を使用する場合において、次の表の左欄に該当するときに行うものとし、その減免する額は、同表中欄に掲げる額とする。</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">利用料金を減免する場合</th> <th style="width: 30%;">減免する額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）及びその付添者が使用するとき。</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用料金を減免する場合	減免する額	備考	(略)		(略)	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）及びその付添者が使用するとき。	(略)		(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">利用料金を減免する場合</th> <th style="width: 30%;">減免する額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者（以下「障害者」という。）</u>及びその付添者が使用するとき。</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用料金を減免する場合	減免する額	備考	(略)		(略)	身体障害者手帳、療育手帳、 <u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者（以下「障害者」という。）</u> 及びその付添者が使用するとき。	(略)		(略)		
利用料金を減免する場合	減免する額	備考																							
(略)		(略)																							
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）及びその付添者が使用するとき。	(略)																								
(略)																									
利用料金を減免する場合	減免する額	備考																							
(略)		(略)																							
身体障害者手帳、療育手帳、 <u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者（以下「障害者」という。）</u> 及びその付添者が使用するとき。	(略)																								
(略)																									
2・3 (略)	2・3 (略)																								

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 静岡県富士山世界遺産センターの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成29年静岡県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(観覧料等の減免)	(観覧料等の減免)
<p>第5条 条例第8条の規定による観覧料等（同条に規定する観覧料等をいう。以下同じ。）の減免（以下「観覧料等の減免」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うも</p>	<p>第5条 条例第8条の規定による観覧料等（同条に規定する観覧料等をいう。以下同じ。）の減免（以下「観覧料等の減免」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うも</p>

<p>のとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）が常設展示等を観覧するとき 観覧料の全額</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>のとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者</u>（以下「障害者」という。）が常設展示等を観覧するとき 観覧料の全額</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成29年静岡県規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（観覧料等の減免）</p> <p>第6条 条例第13条の規定による観覧料等（同条に規定する観覧料等をいう。以下同じ。）の減免（以下「観覧料等の減免」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳<u>又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</u>（以下「障害者」という。）が常設展示等を観覧するとき 観覧料の全額</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（観覧料等の減免）</p> <p>第6条 条例第13条の規定による観覧料等（同条に規定する観覧料等をいう。以下同じ。）の減免（以下「観覧料等の減免」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、<u>精神障害者保健福祉手帳若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の交付又は同法第28条第2項の規定による指定難病にかかっている旨の証明を受けている者</u>（以下「障害者」という。）が常設展示等を観覧するとき 観覧料の全額</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。